

秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用

(令和3年9月21付森-1408)

第2条関係（定義）

- 1 秋田県週休2日制工事实施要綱（以下「要綱」という。）第2条の用語のうち、森林整備保全事業で適用可能とするのは下表のとおりである。

週休2日制工事の体系

	現場閉所(2)	交替制(3)
通期	4週8休以上 完全週休2日（土日）(1)	4週8休以上
	4週7休以上4週8休未満	4週7休以上4週8休未満
	4週6休以上4週7休未満	4週6休以上4週7休未満
月単位	4週8休以上	4週8休以上

※(1)～(3)は、要綱第2条の番号

※塗りつぶし箇所（月単位）は、森林整備保全事業において適用対象外とする。

- 2 要綱第2条（1）の「やむを得ないと認められる場合」には、土日以外の当初作業予定日が悪天候等により作業できず、その日を振替休日とし、土日に休日作業日を設定する場合も含む。
- 3 要綱第2条（2）③4週8休について、対象期間において暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない場合は、対象期間内の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
- 4 要綱第2条（3）の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

＜現場閉所困難工事の例＞

- ・ 道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、土日、祝日等に作業が必要な工事（通年維持工事等）
 - ・ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等））
- 5 要綱第2条（4）の「別に定める期間」とは、次に掲げる期間とする。
- (1) 工場製作を含む工事の場合、工場製作のみを実施している期間。
 - (2) 工事全体を一時中止している期間。
 - (3) 対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月または9月を含む工事では夏期休暇分として3日間。
 - (4) 余裕期間設定工事の場合、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間。

第3条関係（休日）

- 1 要綱第3条第1項の「休日」とは、施工計画書で定めた休日計画に基づく休日のことを意味する。
- 2 要綱第3条第1項の「現場代理人等」とは、施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者のことを意味する。

第4条関係（対象工事及び発注方式）

- 1 要綱第4条第3項の「別に定めるところ」とは、下表のとおりとする。

◎：原則、○：選択可能

分類 選定要件	指定の有無	通期の週休2日 (現場閉所)	通期の週休2日 (交替制)
現場閉所が可能な場合	発注者指定型	◎	—
現場閉所が困難な場合	受注者希望型	○	○

- 2 発注者は、全ての工事を対象に、通期の週休2日制工事を発注者指定型により発注することを原則とする。
なお、ここでの「工事」には、森林整備関係業務委託（植栽、保育等）も含むものとする。
- 3 要綱第4条第1項の「別に定める工事」とは、「現場閉所困難工事」とする。
- 4 現場閉所困難工事については、受注者希望型において、現場閉所又は交替制による週休2日の取組ができるものとする。
- 5 受注者希望型において、受注者は施工計画書の提出前に、現場閉所又は交替制による週休2日の実施の有無について監督職員と協議するものとする。
- 6 発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休2日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。
- 7 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、現場閉所又は交替制による週休2日を実施することが困難又は不適切であると所属課長が判断した場合とする。

第5条関係（工事成績評定）

- 1 森林整備関係業務委託（植栽、保育等）は、要綱第5条による工事成績評定は実施しないこととする。
- 2 要綱第5条の「週休2日不履行」の判断を行う対象及び対象外は次のとおりとする。
 - (1) 対象（週休2日不履行の判断を行い、該当する場合は減点措置を行う）
 - ①発注者指定型により発注したが、達成区分が完全週休2日（土日）以外の場合
 - ②受注者希望型により発注し、契約後の協議により週休2日の取組を行うこととした工事のうち、交替制に取組んだ場合、又は現場閉所による

週休2日で達成区分が完全週休2日（土日）以外の場合

(2) 対象外（週休2日不履行の判断は不要であり、減点措置は行わない）

①発注者指定型により発注したが、要綱第4条第2項に基づき、発注者が週休2日制工事の指定を解除した場合

②受注者希望型により発注し、契約後の協議により週休2日の取組を行わないこととした場合

3 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の工程表のことである。発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。

4 要綱第5条の「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保をおこなっている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、要綱第5条の③についても同様とする。

第6条関係（工期変更）

1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。

2 要綱第6条の「別に定める基準」とは、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」のことであり、工期変更については、これにより判断するものとする。

第7条関係（工事費の積算）

1 要綱第7条の「別に定める積算方法」とは、次に掲げるものとする。

(1) 発注者指定型の場合

1) 発注時

当初予定価格は通期の4週8休以上の現場閉所の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

2) 精算変更時

現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じた補正係数に見直しを行うものとする。

(2) 受注者希望型の場合

1) 発注時

当初予定価格は週休2日の補正を行わない。

2) 精算変更時

受発注者間の協議により、当該工事で週休2日（現場閉所又は交替制）に取組むこととなった場合、週休2日の達成状況を確認後、達成状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。

(3) 補正係数は別表1によるものとする。

なお、市場単価及び土木工事標準単価について、別表1にない工種を積算する場合は、秋田県週休2日制工事に関する建設部運用の補正係数を準用することとするが、令和6年4月1日施行版（令和6年3月28日付け技管-933）の補正係数を用いること。

(4) 各経費の補正の際の端数処理は別表2による。

第8条関係（その他）

1 現場閉所の確認方法

発注者は、受注者に対し、別紙2-1「履行報告書」に別紙2-2「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

2 交替制の確認方法

発注者は、受注者に対し、履行報告書に別紙3「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

3 週休2日制工事の実施にあたっては、余裕を持った工期設定を行うものとする。

4 発注者は、施工計画書及び実施工程表については、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。

5 週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

6 各種様式（別紙2-1・2-2・3）については、監督職員から現場代理人に提供する。

7 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示等を行ってはならない。

附 則（令和3年9月21日森-1408）

1 この通知は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月10日森-2943）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日森-3224）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月15日森-1443）

この通知は、令和4年9月15日から施行する。

附 則（令和5年3月10日森-3042）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月18日森保-196）

この通知は、令和6年5月1日から施行する。

附 則（令和6年8月26日森保-1210）

この通知は、令和6年10月1日から施行する。